

板橋区高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱

(令和3年 3月 5日 区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、加齢により聴力が低下し会話等、他者とのコミュニケーションが取りにくい高齢者に対し、補聴器を使用することにより閉じこもりを防ぎ、積極的な社会参加を促すとともに認知症予防の一助とするため、補聴器の購入に要する費用の一部を助成し、もって高齢者福祉に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、区長が特に必要があると認める者については、この限りでない。

(1) 板橋区内に住所を有する満65歳以上の者

(2) 住民税非課税世帯に属する者。この場合、第5条の申請日が4月から6月までの場合は前年度の住民税、7月から翌年3月までの場合は当年度の住民税が非課税の場合をいうものとする。

(3) 次のいずれかに該当し、耳鼻咽喉科を標榜する医師（以下「医師」という。）により補聴器の装用が有用であると判定を受け、その意見書等を得ることができる者。

ア 対象聴力が4分法で両耳とも中等度難聴（40dB以上70dB未満）以上

イ 対象聴力が4分法で一側耳が中等度難聴（40dB以上70dB未満）以上、他側耳が40dB未満

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく補装具費支給制度による補聴器の交付を受けることができない者

(5) この要綱による助成を既に受けていない者

(助成内容)

第3条 区長は、前条の助成対象者が管理医療機器認定を取得した補聴器を購入する場合に、その購入に係る経費を助成するものとする。

2 前項の助成の対象は、補聴器本体の購入に係る費用のみを対象とし、診察料、検査料等の受診費用及び補聴器の修理、保守、電池交換並びに付属品のみの購入等に係る費用は対象としない。

(助成額)

第4条 助成する額は、一人につき5万円以内とする。

2 前条の規定による補聴器を購入した費用の額と5万円のいずれか低い額を助成する。

(申請)

第5条 この事業の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補聴器を購入する前に板橋区高齢者補聴器購入費助成事業申請書（第1号様式）を、医師の意見欄が記載された状態で、聴力検査の結果と共に検査日から3か月以内に、区長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による申請を受けた場合は、第2条に規定する要件について審査し、適当と認める者には、板橋区高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認める者には板橋区高齢者補聴器購入費助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(補聴器の購入)

第7条 第3条の規定による助成の対象となる補聴器は、前条の規定による交付決定後に購入されたものとする。

(変更事項の届出等)

第8条 第6条の規定により助成金の交付が決定した者（以下「助成決定者」という。）は、申請事項に変

更が生じたときは、板橋区高齢者補聴器購入費助成事業変更届（第4号様式）を、速やかに区長に届け出なければならない。

（助成金の請求）

第9条 助成決定者が補聴器を購入したときは、板橋区高齢者補聴器購入費助成金請求書及び口座振込依頼書（第5号様式）に補聴器購入に係る領収書及び補聴器購入アフターケア証明書を添えて区長に請求するものとする。

2 区長は、前項の請求があったときは、当該請求に係る書類の内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を支払うものとする。

3 助成決定者が第1項の板橋区高齢者補聴器購入費助成金請求書及び口座振込依頼書（第5号様式）に基づき助成金を請求できる期間は、板橋区高齢者補聴器購入費助成金交付決定通知書（第2号様式）に記載された決定日から1年以内とする。請求がない場合は、交付決定を辞退したものとみなす。

（助成決定の取消）

第10条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成決定を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正な手段により、助成の決定を受けたとき。

（2）この要綱の規定に違反したとき。

（3）その他区長が特に必要と認めるとき。

2 区長は、前項の規定により助成の決定を取り消した場合に、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその助成金の返還をさせるものとする。

3 区長は、前項の規定により、返還を求める場合は、板橋区高齢者補聴器購入費助成金交付決定取消し及び助成金返還請求通知書（第6号様式）により、交付を受けた者に通知する。

（補足）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年3月25日 区長決定）

1 この一部改正は、令和4年3月25日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱に基づき作成された様式用の用紙で、現に残存するものについては、これを取り繕って使用することができる。

付 則（令和5年1月19日 区長決定）

1 この一部改正は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の第9条第3項の規定は、施行日以後に行う第6条の規定による決定について適用し、同日前に行った第6条の規定による決定については、なお従前の例による。

付 則（令和6年3月5日 区長決定）

1 この一部改正は、令和6年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の第2条第1項第3号及び第4条の規定は、施行日以後に行う第6条の規定による決定について適用し、同日前に行った第6条の規定による決定については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際、改正前の板橋区高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱に基づき作成された様式用の用紙で、現に残存するものについては、これを取り繕って使用することができる。

付 則

1 この一部改正は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の板橋区高齢者補聴器購入費助成事業実施要綱に基づき作成された様式
の用紙で、現に残存するものについては、これを取り繕って使用することができる。

【オーゾグラム検査結果貼付欄】

事 案 番 号
年 月 日

東京都板橋区長

様

板橋区高齢者補聴器購入費助成金 交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区高齢者補聴器購入費助成金について、
下記のとおり交付決定しましたので通知します。

決定番号	第 号	決定日	年 月 日
補聴器利用者	氏 名		
	住 所		

【備考】

事 案 番 号
年 月 日

東京都板橋区長

様

板橋区高齢者補聴器購入費助成金 不交付決定通知書

年 月 日付で申請があった板橋区高齢者補聴器購入費助成金について、
下記のとおり不交付と決定しましたので通知します。

補聴器利用者	氏 名	
	住 所	
決 定 日	年 月 日	
不交付理由等		

【備考】

年 月 日

板橋区高齢者補聴器購入費助成事業 変更届

(宛先) 東京都板橋区長

補聴器利用者	フリガナ		生年月日	年 月 日 (歳)
	氏名		電話番号	
	住所	〒 ー 板橋区		
変更年月日	年 月 日			
変更内容	変更前		変更後	
変更理由				

【区窓口届出者】補聴器利用者以外の方は記入してください。

フリガナ		続柄	電話番号
氏名			
住所 <small>※事業所名含む</small>	〒 ー		

【連絡・書類送付先】

<input type="checkbox"/> 補聴器利用者と同じ <input type="checkbox"/> 区窓口届出者と同じ <input type="checkbox"/> その他（下記に記入してください）			
フリガナ		続柄	電話番号
氏名			
住所 <small>※事業所名含む</small>	〒 ー		

板橋区高齢者補聴器購入費助成金 請求書及び口座振込依頼書

年 月 日

(宛先) 東京都板橋区長

請求者（補聴器利用者）

氏 名 _____

〒 _____

住 所 板橋区 _____

決定番号 _____

板橋区高齢者補聴器購入費助成金について、下記のとおり請求し、振込みを依頼します。

記

請求額（上限 50,000 円）※					
					円

※ 補聴器代として支払った金額と 50,000 円とを比較し、低い方の額

振込先金融機関		銀行 信用金庫 信用組合 支 店 店番 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>					
振込 口座	種 別	普通 ・ 当座					
	口座番号 (右詰め)	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	フリガナ						
	氏 名						

※ 振込口座は、補聴器利用者本人の口座情報を記入してください。

番号が右詰めで七ケタに満たない場合は、頭に「0（ゼロ）」を記入してください。

ゆうちょ銀行の場合は、支店名三ケタを漢数字で記入してください。

「板橋区高齢者補聴器購入費助成金 交付決定通知書」に記載の決定日から1年以内に請求してください。

請求がない場合は、交付決定を辞退したものとみなします。

事 案 番 号
年 月 日

東京都板橋区長

様

板橋区高齢者補聴器購入費助成金 交付決定取消し及び
助成金返還請求通知書

年 月 日付けの決定により交付しました板橋区高齢者補聴器購入費助成金
につきましては、下記の理由により交付取消しと決定したため、返還を求めます。
返還は添付の納付書により、必ず期限までに納付してください。

1 取消理由

2 返還金額 円

3 納付期限 年 月 日